

特別寄稿 消費税損税解決に向けて

- ゼロ税率だけでなくカナダの税額還付方式も視野に -

東日本税理士法人
長 英一郎

平成 15 年度の税制改正により、消費税の免税点の引き下げ及び簡易課税制度の適用上限の引き下げ等が行われた。

改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用される。個人事業者については平成 17 年分から、事業年度が 1 年である法人については平成 17 年 3 月決算分から適用される。

従来免税事業者であった医療機関においても基準期間の課税売上高が 1,000 万円超である場合には、この改正により新たに課税事業者となり、消費税の納税義務を負うことになった。また、簡易課税の適用を受けていた医療機関であっても基準期間の課税売上高が 5,000 万円超である場合には、その適用を受けることができず原則課税となり、消費税の納税額が増加する。ここで、基準期間とは、個人事業者はその年の前々年をいい、法人はその事業年度の前々事業年度をいう。

政府税制調査会は、年金財政不足、税収不足を理由に消費税率の引き上げは必至であるとしている。消費税率が引き上げられ診療報酬が横ばいである場合には、消費税損税が拡大し、医業経営も極めて厳しい状況になる。

消費税損税とは

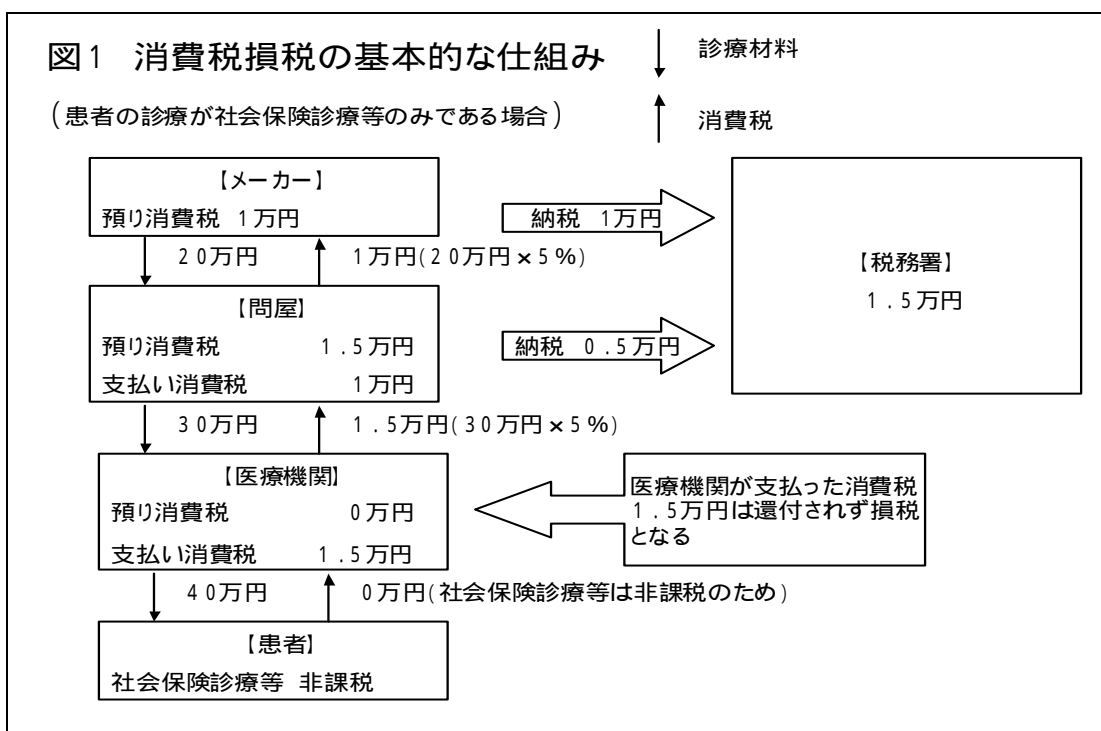
社会保険診療等による収入は消費税非課税となるため、社会保険診療の自己負担部分につき患者から消費税を預かることはないが、仕入れ先である薬品業者、リース業者等に対しては消費税を支払っている。

本来、消費税は預り金的性格であるので、預かった消費税よりも支払った消費税が多い場合には、余剰部分について還付を受けることができるのである。預かった消費税から差し引く仕入れに係る消費税額については、課税売上割合を考慮する必要がある。

課税売上割合とは、総収入のうちに消費税が課税される収入が占める割合である。消費税を計算する上で、診療材料の仕入が非課税診療と自由診療に共通するものであれば、その診療材料の仕入高に対する消費税額に課税売上割合を

乗じる。収入が、図1のように社会保険診療等のみの場合は、課税売上割合が0%になるので、仕入に係る消費税額は一切控除できない。この場合には、還付を受けることができず、15,000円の損税が生じてしまう。支払った消費税15,000円は、最終消費者である患者でなく医療機関が負担してしまうという意味で損税（転嫁されない消費税）となるのである。

しかし、実際には、医療機関では自由診療など消費税が課される収入がある。仮に、課税売上割合が10%であれば、15,000円の10%である1,500円しか控除できないことになる。



消費税改正による医療機関への影響

平成15年度の税制改正により、消費税は大幅に改正されたが、消費税損税問題に特に大きく影響を与えるのは、簡易課税制度の適用上限の引き下げである。

簡易課税制度とは、売上に係る消費税から控除する仕入に係る消費税を概算で計算する方法である。控除する仕入に係る消費税は、売上に係る消費税額にみなし仕入率を乗じることにより計算される。医療業は、基本的に第5種事業に該当し、みなし仕入率は50%となる。売上に係る消費税額の50%程度を控除することができるのである。

改正前においては、課税売上高が2億円以下であれば、大規模な設備投資の予定がない限り簡易課税制度を選択することが多かったと思われる。図2の例

にあるように原則課税で消費税を計算した場合、収入に係る消費税から控除できる仕入に係る消費税が少なくなってしまうからである。医療機関における経費の大半は人件費であるが、人件費は課税対象にならず控除の対象となる経費は少なくなる。人件費を除いた経費が仮に全て課税対象になったとしても、当該経費に通常 10%程度の課税売上割合を乗じることから、控除できる消費税はごくわずかである。

従来、簡易課税制度を適用していた医療機関の多くは、今回の改正で適用上限が 5,000 万円に引き下げられたことにより簡易課税を選択できず原則課税で消費税を計算せざるを得なくなる。基準期間の課税売上高が 5,000 万円超の医療機関は、簡易課税を選択することにより損税の緩和策を図ることができなくなってしまったのである。

図2 原則課税と簡易課税の消費税額の比較

収入	社会保険診療	9億円	非課税	
	自由診療	1億円	課税	(預かり消費税500万円)
		10億円		
支出	薬品費、委託費、雑費	4億円	課税	(支払い消費税2,000万円)
	人件費	5億円	不課税	
			9億円	

1 原則課税の場合の消費税納付額
 $500万円 - 2,000万円 \times 課税売上割合10\% (1億円 \div 10億円) = 300万円納付$

2 簡易課税の場合の消費税納付額
 $500万円 - 500万円 \times みなし仕入率50\% = 250万円納付$

改正により原則課税が適用されると、50万円(300万円 - 250万円)増税になる

ゼロ税率とは...

日本医師会は、平成 16 年 8 月 17 日に開催された第六回理事会で、「平成十七年度医療に関する税制に対する意見」を承認し、政府、与党及び関係方面に要望した。要望項目の中には消費税損税解決策も含まれ、具体的には「社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること」とされている。

ゼロ税率とは、通称であり現行の消費税法では「輸出免税」が相当する。ゼロ税率の輸出業者は、国内において仕入れた物品は全て 5%の消費税が課されているが、輸出の際売上には 5%ではなく、0%の消費税が課される。輸出売上に

て定められており消費税部分を転嫁することはできないのである。財務省は、損税部分について診療報酬改定で補填されるとしているが、プラス改訂がなされない昨今の診療報酬改定を鑑みると消費税率引き上げ時に補填されるとは考えにくい。また、医療機関の規模は様々であり、設備投資の頻度も様々であるので、診療報酬で一律に規定することについては疑問が残る。

ゼロ税率の実現は困難か？

社会保険診療等の非課税は、旧厚生省、旧大蔵省、日本医師会との話し合いで国民に負担をかけないために決定されたという経緯があるため、ゼロ税率の実現は困難ではないかと思われる。ゼロ税率を適用するための大前提として社会保険診療等を非課税から課税にする必要があるが、当初の日本医師会の考え方を180度方向転換するためには国民的理解を得ることが不可欠だからである。

今回は、ゼロ税率以外の消費税損税解消策である軽減税率、カナダの税額還付方式等について解説する。

参考文献

1. 田村信勝：Q & A 病院・診療所の消費税対策、中央経済社、2004.10
2. 長 隆他：消費税損税の実態と医業経営の危機、クリニックマガジン、2000.7

おさ えいいちろう

東日本税理士法人 会計士補：〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2-27-17 グリーンパークビル7F

Eメール：eiichiro49@higashinohon.ne.jp

WEBアドレス：<http://www.higashinohon.ne.jp/>